

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 2 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(家庭的保育事業等の認可の取消し) 第 1 6 条の 9 <省略> <u>(乳児等通園支援事業の認可の申請等)</u> 第 1 6 条の 1 0 省令第 3 6 条の 3 6 第 1 項に規定する乳児等通園支援事業の認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書によるものとする。	(家庭的保育事業等の認可の取消し) 第 1 6 条の 9 <省略>
2 市長は、前項の申請に対し法第 3 4 条の 1 5 第 5 項の規定により認可をすることとしたときは、乳児等通園支援事業認可通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。	
3 市長は、第 1 項の申請に対し法第 3 4 条の 1 5 第 6 項の規定により認可をしないこととしたときは、乳児等通園支援事業不認可通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。 <u>(乳児等通園支援事業の変更の届出)</u> 第 1 6 条の 1 1 省令第 3 6 条の 3 6 第 3 項又は第 4 項に規定する乳児等通園支援事業の変更の届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届によるものとする。 <u>(乳児等通園支援事業の廃止等の承認の申請等)</u>	

） <u>第16条の12 省令第36条の37第1項に規定する乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認に係る申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書によるものとする。</u> <u>2 市長は、前項の申請に対し承認をすることとしたときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。</u> <u>3 市長は、第1項の申請に対し承認しないこととしたときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。</u> <u>（乳児等通園支援事業の制限等）</u> <u>第16条の13 市長は、法第34条の17第4項の規定により乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずるときは、乳児等通園支援事業認可（制限・停止）通知書により、当該乳児等通園支援事業の認可を受けた者に通知するものとする。</u> <u>（乳児等通園支援事業の認可の取消し）</u> <u>第16条の14 市長は、法第58条第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書により、当該乳児等通園支援事業の認可を受けた者に通知するものとする。</u>	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。